

## 交付図書の訂正について

平成 28 年 12 月 26 日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 関東支社

支社長 高橋 知道

平成28年11月30日付けで入札公告を行いました「平成28年度 関東支社管内防災検討業務」に係る交付図書の内容に誤りがありましたので別添のとおり訂正します。

### 【訂正内容】

・ 特記仕様書

別添「正誤表」をご覧ください。

正誤表

誤	正
<p>1-6 管理技術者等</p> <p>1-6-1 管理技術者</p> <p>(1) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する管理技術者の氏名等の通知は、管理技術者届（様式第 1-1 号）により行うものとする。</p> <p>(2) 管理技術者は、受注者に所属し、いずれの資格を有する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門：建設一道路部門）の資格を有し、技術法による登録を行っている者</li> <li>・技術士（建設部門（道路部門））の資格を有し、技術法による登録を行っている者</li> <li>・RCCM（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。</li> <li>・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級の（防災分野））</li> </ul> <p>1-6-2 担当技術者</p> <p>担当技術者とは、管理技術者の指揮の下、業務を担当する者のうち、受注者に所属し、受注者が定めた者をいい、氏名その他必要な事項を監督員に通知するとともに、本仕様書 1-9 に規定する業務計画書に記載しなければならない。また、これを変更したときも同様とする。</p> <p>担当技術者は、管理技術者の指示に基づき、仕様書に定める業務を行うものとする。</p> <p>(1) 担当技術者の通知は担当技術者届（様式第 1-2 号）によるものとする。</p> <p>(2) 担当技術者は、いずれの資格を有する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門：建設一道路部門）の資格を有し、技術法による登録を行っている者</li> <li>・技術士（建設部門（道路部門））の資格を有し、技術法による登録を行っている者</li> <li>・RCCM（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。</li> <li>・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級の（防災分野））</li> </ul>	<p>1-6 管理技術者等</p> <p>1-6-1 管理技術者</p> <p>(1) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する管理技術者の氏名等の通知は、管理技術者届（様式第 1-1 号）により行うものとする。</p> <p>(2) 管理技術者は、受注者に所属し、いずれの資格を有する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士【総合技術監理部門（建設一道路部門、土質及び基礎部門、鋼構造物及びコンクリート部門、都市及び地方計画部門、トンネル部門、施工計画・施工設備及び積算部門のいずれか）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</li> <li>・平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（道路部門、土質及び基礎部門、鋼構造物及びコンクリート部門、都市及び地方計画部門、トンネル部門、施工計画・施工設備及び積算部門のいずれか）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</li> <li>・平成 13 年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（道路部門、土質及び基礎部門、鋼構造物及びコンクリート部門、都市及び地方計画部門、トンネル部門、施工計画・施工設備及び積算部門のいずれか）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。</li> <li>・RCCM（道路部門または土質及び基礎部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者</li> <li>・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1 級土木技術者：地盤・基礎分野、交通分野、防災分野のいずれか）の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度に関する規定による登録を行っている者</li> </ul> <p>1-6-2 担当技術者</p> <p>担当技術者とは、管理技術者の指揮の下、業務を担当する者のうち、受注者に所属し、受注者が定めた者をいい、氏名その他必要な事項を監督員に通知するとともに、本仕様書 1-9 に規定する業務計画書に記載しなければならない。また、これを変更したときも同様とする。</p> <p>担当技術者は、管理技術者の指示に基づき、仕様書に定める業務を行うものとする。</p> <p>(1) 担当技術者の通知は担当技術者届（様式第 1-2 号）によるものとする。</p> <p>(2) 担当技術者は、いずれの資格を有する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士【総合技術監理部門（建設一道路部門、土質及び基礎部門、鋼構造物及びコンクリート部門、都市及び地方計画部門、トンネル部門、施工計画・施工設備及び積算部門のいずれか）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</li> <li>・平成 12 年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（道路部門、土質及び基礎部門、鋼構造物及びコンクリート部門、都市及び地方計画部門、トンネル部門、施工計画・施工設備及び積算部門のいずれか）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</li> </ul>

・平成13年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門（道路部門、土質及び基礎部門、鋼構造物及びコンクリート部門、都市及び地方計画部門、トンネル部門、施工計画・施工設備及び積算部門のいずれか）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする。

・RCCM（道路部門または土質及び基礎部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者

・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者：地盤・基礎分野、交通分野、防災分野のいずれか）の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度に関する規定による登録を行っている者